様式第４（第11条関係）（平26環省令17・全改、平30環省令８・一部改正）

（表）

国際希少野生動植物種登録票

（個体　個体の加工品　個体の器官　個体の器官の加工品）

登録記号番号　第　　―　　号

登録を受けた国際希少野生動植物種	種名	
	区分又は名称	
	登録時（　　年　　月　　日）における主な特徴	
登録をした個体等に係る個体識別番号		
登録年月日		
有効期間の満了の日		
備考		

（写真）

年　　月　　日交付

環境大臣　　印

（登録機関代表者）

（裏）

注　　意

1　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体、個体の加工品、個体の器官、個体の器官の加工品（以下「個体等」という。）は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票を備え付け、広告をする時は登録を受けていること、登録記号番号、登録年月日及び登録の有効期間の満了の日（生きている個体に限る。）を表示しなければならない。

2　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の譲渡し等は、その個体等に係る登録票とともにしなければならない。

3　登録票は、その登録票に係る国際希少野生動植物種の個体等とともにする場合を除いては、譲渡し等をしてはならない。

4　登録に係る個体等のうち個体識別措置が講じられたものを取り扱う者は、当該個体等の個体識別番号を識別できるよう取り扱わなければならない。

5　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、個体識別措置を変更したときは、登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けなければならない。

6　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更を生じたときは、30日以内に環境大臣（登録を行った個体等登録機関がある場合は当該個体等登録機関、登録を行った個体等登録機関がない場合であって他の個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関。以下同じ。）にその旨を届け出なければならない。

7　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者は、30日以内に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

8　登録票は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときには、30日以内に環境大臣に返納しなければならない。

(1)　登録票に係る国際希少野生動植物種の個体等を占有しないこととなった場合（登録票とともにその登録票に係る国際希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しをした場合を除く。）

(2)　個体等の区分に変更を生じ、変更登録の申請をしない場合

(3)　登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

(4)　登録の有効期間がある場合には、当該登録の有効期間が満了した場合

9　以上の事項に違反した場合には、法により罰金の刑に処せられることとなる。

10　登録に係る個体等のうち有効期間があるものについては、登録票を環境大臣に提出してその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。なお、登録の更新の申請は、当該登録の有効期間の満了日以前６月前から行うことができる。

備考　１　個体、個体の加工品、個体の器官及び個体の器官の加工品の別は該当する項目を選択する。

２　再交付された登録票については、備考欄にその旨を記載する。

３　哺乳綱、爬虫綱及び両生綱の生きている個体及び個体の加工品並びに全ての種の個体の器官及び個体の器官の加工品には写真を付す。

４　登録票の用紙の大きさは、縦14.8センチメートル、横10センチメートルとする。